

島田市民スポーツ祭基本要綱

- 1 主 催 特定非営利活動法人島田市スポーツ協会（以下「本会」という。）
- 2 後 援 島田市・島田市教育委員会
- 3 主 管 本会加盟団体
- 4 目 的 市民のスポーツへの関心と参加を促すため、特に自治会（地域）でのスポーツの普及と活性化を図りながら市民の健康づくりと明るい街づくりを推進する。
- 5 開 催 日 原則として6月から翌年2月までの期間内とし、主管する加盟団体が大会実施要項で定める。
- 6 競技種目 ゲートボール、ソフトボール、バレーボール、グラウンド・ゴルフ、インディアカの5種目とする。
- 7 競技要項 競技にかかる詳細は、各競技の大会実施要項で定める。
- 8 競技方法 自治会対抗とする。（ただし、ゲートボール大会は対象としない。）
- 9 チーム編成 各競技の実施要項による。
- 10 参加資格 各競技の実施要項による。
- 11 得 点 下表による。（ただし、ゲートボール大会は対象としない。）

順 位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
得 点	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
その他	参加自治会には2点を加算する。 複数チームが参加する自治会は、最上位のチームの得点のみを加算する。 合同チームは、参加点は各チームに加算され、勝ち点についてはチームに均等に按分し、その際、少数点第2位を切り捨てとする。							

- 12 表 彰 4種目の総得点により、年間の総合順位を決定し、翌年上位3位までと全種目に参加した自治会を表彰する。
- 13 申込方法 本会事務局でとりまとめを行う。
- 14 参加料 各競技の大会実施要項で定める。
- 15 大会経費 参加者負担を原則とするが、賞状、賞品及び主管する加盟団体への審判料は、本会が負担する。
- 16 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。